

三原市農業委員会第8回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時 令和6年8月23日(金) 午後2時00分
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 19名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	久留本 忠美
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	平木 時治	8番	武郷 勝巳	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁恵	12番	阪井 瑞枝
13番	田坂 友彦	14番	郷谷 幸男	15番	山口 龍子
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	18番	井長 哲
19番	兼光 一美				

欠席委員

一番 ー 一番 ー

3. 議事録署名人

7番 平木 時治 14番 郷谷 幸男

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主査 茂見 鉄平 農林水産課 主任 児玉 由希

5. 審議事項

第43号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第44号議案 非農地証明申請について
第45号議案 農用地利用集積計画について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

ー議長開会挨拶ー

議長 本日の出席委員は19名中、19名で定足数に達しておりますので、第8回総会は成立しております。
会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、7番 平木委員、14番 郷谷委員を指名します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。
議事日程は、日程第1を第43号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第3第45号議案を先に審議します。
議案書をご覧ください。

議長 日程第3 第45号議案を上程します。
「農用地利用集積計画」の決定について、三原市長からの依頼です。
第45号議案に係る、資料45の第1番から第4番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書3ページをご覧ください。第45号議案農用地利用集積計画について説明します。
この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用して利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により決定を求め

るものです。

今回、農地中間管理機構を通して利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

三原地域から件数 1 件、筆数 1 筆、面積 1,406.00 m²、大和地域から件数 1 件、筆数 3 筆、面積 3,637.00 m²、合計で件数 2 件、筆数 4 筆、面積 5,043.00 m²が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料 45 の 2 ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で説明を終わります。

議 長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、第 45 号議案について、第 1 番から第 4 番は、全て原案のとおり承認決定されました。

ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議 長

次に、日程第 1 第 43 号議案を上程します。

農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 61 件から第 64 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 1 ページをご覧ください。

第 43 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。

第 61 件は、〇〇から駒ヶ原町の〇〇が、駒ヶ原町〇〇 地目：田 382 m²について、居住地から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 62 件は、〇〇から本郷北 3 丁目の〇〇が、本郷北 3 丁目〇〇 地目：畑 152 m²について、居住地から近く、耕作に便利のため譲り受けるものです。

第 63 件は、〇〇から久井町の〇〇が、久井町坂井原〇〇 地目：畑 116 m²について、居住地から近く、耕作に便利のため譲り受けるものです。

なお、当該案件は、当初、〇〇を譲受人として、所有権を移転するとして、農地法第 3 条の許可を受けておりましたが、〇〇を譲受人として、所有権を移転することとしたため、許可を取消し、改めて農地法第 3 条の許可申請を行うものです。

第 64 件は、〇〇から広島市の〇〇が、大和町萩原〇〇 地目：畑 390 m²を、実家に隣接し、耕作に便利のため譲り受けるものです。

以上、申請案件は全て農地法第 3 条の許可要件を満たしています。

農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。

・・・「なし」の声あり・・・

議 長

補足説明等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第 3 条の規定による許可申請、第 61 件から第 64 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に、日程第２ 第 44 号議案を上程します。
非農地証明申請について、第 22 件から第 23 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 2 ページをご覧ください。第 44 号議案 非農地証明申請について説明します。
第 22 件は、〇〇から、久井町羽倉〇〇 地目：田 823 ㎡について、平成 16 年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として申請されています。
第 23 件は、〇〇から、大和町蔵宗〇〇 地目：畑 375 ㎡について、昭和 60 年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として申請されています。
申請地の農地区分は、全て第 2 種農地です。
非農地証明申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。
- ・・・「なし」の声あり・・・
- 議 長 補足説明等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
非農地証明申請、第 22 件から第 23 件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第 3 条の 3 第 1 項(権利取得の届出) 8 件
○農地法第 5 条の規定による農地転用届出受理 1 件
○農地法第 3 条に係る賃貸借契約の合意解約(18 条 6 項)の通知 2 件
○取消願 1 件
- 2 その他
○今後の日程
令和 6 年第 9 回定例総会 9 月 25 日(水) 14 時
- 議 長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 2 時 17 分

令和 6 年 9 月 25 日

議 長(会長)

議事録署名者

同 上